

福岡県公報

令和五年七月十八日
第四百十五号
増刊
①

目次

教育委員会

○福岡県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令（教育庁総務企画課）……………一

教育委員会

福岡県教育委員会教育長訓令第三号

本 庁

出先機関

福岡県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年七月十八日

福岡県教育委員会教育長 吉田 法 稔

福岡県教育庁文書管理規程の一部を改正する訓令

福岡県教育庁文書管理規程（平成十六年一月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「福岡県文書管理規程（平成十六年一月福岡県訓令第一号）の規定（ ）の下に「第四条第四項、」を加える。

本則の表第九条第一項の項中「行政経営企画課」を「総務部行政経営企画課（以下「行政経営企画課」という。）」に、「総務企画課」を「教育総務部総務企画課（以下「総務企画課」という。）」に改め、同表第三十一条第一項の項中「第三十一条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同表第三十二条第三項の項を削り、同表第三十七条第一項の項中

「前二条の規定にかかわらず、次のいずれにも該当する文書は、ファクシミリにより送信することができる。」

を

一 公印の押印を省略した文書であること

二 発信者名が所属長であること。

」

「福岡県行政コミュニケーションシステムの電子メール

に、「前二条の規定にかかわらず、公

印の押印を省略した文書は、ファクシミリにより送信することができる。」を「業務用システムの電子メール」に改め、同表第四十九条第一項の項中「書面」を「文書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和五年七月十八日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の福岡県教育庁文書管理規程の規定は、この訓令の施行の日以後に作成し、又は取得した文書について適用し、同日前に作成し、又は取得した文書の事務の処理については、なお従前の例による。